

運転管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

No	対象箇所	変更後	当初
1	P1 6 契約保証金	6 契約保証金 <u>第1条の2に記載のとおり。</u>	6 契約保証金 <u>金 _____ 円</u>
2	P3 第1条の2	受注者は、 <u>委託期間における各年度に関し、当該年度の業務開始日までに</u> 、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。	受注者は、 <u>この契約と同時に</u> 、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。
3	P3 第1条の2 2	<u>委託期間における各年度の</u> 業務委託料の100分の10以上としなければならない。	業務委託料の100分の10以上としなければならない。
4	P3 第1条の2 4	契約保証金の額等が変更後の <u>委託期間における各年度の</u> 業務委託料の100分の10に達するまで	契約保証金の額等が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで

No	対象箇所	変更後	当初
5	P6 第11条	<p><u>(1) 更新対象施設の業務内容</u></p> <p><u>ア 運転監視業務</u></p> <p><u>イ 保守点検業務</u></p> <p><u>ウ 水質管理業務</u></p> <p><u>エ 修繕業務</u></p> <p><u>オ 薬品調達管理業務</u></p> <p><u>カ 光熱費燃料費等の調達管理業務</u></p> <p><u>キ 浄水汚泥等の処分業務</u></p> <p><u>ク 見学者対応業務</u></p> <p><u>ケ 植栽管理、清掃及び除雪業務</u></p> <p><u>コ 浄化槽の維持管理業務</u></p> <p><u>サ 防犯業務</u></p> <p><u>シ 災害、事故及び緊急時対応業務</u></p> <p><u>(2) 場外施設の業務内容</u></p> <p><u>ア 運転監視業務</u></p> <p><u>イ 保守点検業務</u></p> <p><u>ウ 水質管理業務</u></p> <p><u>エ 薬品調達管理業務</u></p> <p><u>オ 植栽管理、清掃及び除雪業務</u></p> <p><u>カ 浄化槽の維持管理業務</u></p> <p><u>キ 防犯業務</u></p> <p><u>ク 災害、事故及び緊急時対応業務</u></p>	<p>(1) 運転監視業務</p> <p>(2) 保守点検業務</p> <p>(3) 水質管理業務</p> <p>(4) 修繕業務</p> <p>(5) 薬品調達管理業務</p> <p>(6) 光熱費燃料費等の調達管理業務</p> <p>(7) 浄水汚泥等の処分業務</p> <p>(8) 見学者対応業務</p> <p>(9) 植栽管理、清掃及び除雪業務</p> <p>(10) 浄化槽の維持管理業務</p> <p>(11) 防犯業務</p> <p>(12) 災害、事故及び緊急時対応業務</p>

No	対象箇所	変更後	当初
6	P8 第16条 3	提案書記載の計画一日平均給水量1立方メートル当たりの単価を、 <u>(仮称)新樋の口浄水場から常盤坂配水池へ送水する水量と水道管理センターで使用する水量の合計値(以下「実績浄水量」という。)</u> に乗じた費用とし、	提案書記載の計画一日平均給水量1立方メートル当たりの単価を <u>実績浄水量</u> に乗じた費用とし、
7	P17 第55条	受注者は、委託期間中、自己の費用により第三者を対象とした賠償責任保険、その他必要な保険を付保するものとする。	受注者は、委託期間中、自己の費用により第三者対象とした <u>水道賠償</u> 責任保険、その他必要な保険を付保するものとする。
8	別紙1 リスク分担表	<u>リスク分担表 3/4 を削除。</u> <u>それによって表番号を1/3～3/3に修正し、注釈番号を1～7から、1～5に修正。</u>	<u>リスク分担表 3/4</u>